

## 3.10 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達・呼びかけ

- 県及び市町村は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたことを住民や企業等に迅速かつ正確に伝えるとともに、後発地震への備えとして、住民にすぐに避難できる態勢の準備等と呼びかける。
- 北海道・三陸沖後発地震注意情報について、平時から正しく周知し、防災教育や地域防災活動等を通じて、災害時の具体的な行動に結びつけるための啓発を行うとともに、想定されるリスクに事前に対応する。

## 【解説】

北海道・三陸沖後発地震注意情報は、大規模地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっていることをお知らせする情報です。社会経済活動に影響を与える事前避難の呼びかけはしないものの、揺れを感じたり津波警報等が発表されたりした際に、直ちに避難できる準備等を徹底することを目的としています。

北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード (Mw) 7.0 以上の地震が発生した場合に気象庁が情報を発表します。なお、想定震源域の外側で Mw7.0 以上の地震が発生した場合は、想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、情報が発表されます。

## 1) 発表から伝達までの流れ

北海道・三陸沖後発地震注意情報は、気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定し、情報発表基準を満たす先発地震であると判断でき次第、情報の発表と内閣府・気象庁合同記者会見が行われます。合同記者会見では、気象庁から情報の解説が行われ、内閣府から防災対応の呼びかけが行われます。合同記者会見の場では、報道機関の TV 報道等と連携して、住民に対して広く周知されます。

県は、国から XML 電文と防災情報提供システムや一斉通知・調査システム等からのメール配信、既存伝達網の FAX 送信等により連絡を受け、市町村には、県を經由して XML 電文や防災行政無線、FAX 等により情報が伝達されます。また、必要に応じて、記者発表等により住民に周知します。

市町村は、地域防災計画等に基づき、防災行政無線や配信メール、ホームページ等により、地域住民や企業等へ情報を周知します。

加えて、先発地震発生後 1 週間は、防災対応と呼びかける期間として、定期的に国から呼びかけが行われるので、県や市町村においても住民や企業等に対する継続的な呼びかけを行うことが重要です。先発地震発生から 1 週間が経過した際には、内閣府から「後発地震に特に注意する期間が終了した」という旨と「今後は、通常の生活に戻りつつも、地震発生に注意が必要」という旨の呼びかけを行います。

なお、上記の情報発信の流れは典型例であり、先発地震の規模や被害状況等に応じて、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表やとるべき防災対応の呼びかけのタイミングが変わる場合があります。

## 2) 県及び市町村における防災対応

北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された際の、県及び市町村における防災対応は次のことなどが想定されます。

- ・ 防災対応の呼びかけ期間である 1 週間は、防災行政無線や配信メール、ホームページ等への掲載などにより、継続的に住民への呼びかけを行う。
- ・ 各自治体で管理・運営する公共施設においては、職員・施設利用者の避難誘導

- 手順等の再確認（避難場所・避難経路の再確認）を実施する。
- 後発地震が発生した場合に住民が避難する指定緊急避難場所を点検する。
- 後発地震に備えた初動体制を再確認する。

### 3) 被害の規模に応じた防災対応の呼びかけ

北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表される際は、先発地震により被害が発生していることあれば、体に感じる揺れが観測されなかったり、津波注意報等が発表されていなかったりすることもあります。

そのため、住民に対しては、被害の規模に応じた防災対応の呼びかけを行うことが重要です。防災対応の呼びかけに係るポイントは次のとおりですが、実際の運用に当たっては、地域の実情に応じて、適切な対応を検討する必要があります。

#### <防災対応の呼びかけに係る主なポイント>

<p>先発地震による被害が大きいケース</p>	<p><b>【揺れ：震度5弱以上の地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次に発生しうる巨大地震に備え、損壊した建築物等には、できるだけ近付かない。やむを得ず近づく場合には、揺れにより倒壊する危険性を意識した上で、すぐに避難できるよう注意する。</li> <li>転倒した家具等を戻す際には、再度、転倒防止策を施す。転倒しなかった家具等についても、転倒防止策を再度点検する。</li> <li>斜面等に面した住宅では、住宅内の斜面から離れた場所での生活に努める。</li> <li>負傷者の救援・救助を優先としながらも、次に発生しうる巨大地震に注意し、揺れを感じたら直ちに避難できる態勢をとる。</li> </ul> <p><b>【津波：大津波警報又は津波警報が発表された地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所に避難した住民は、津波警報等が解除されるまで帰宅せず、避難を継続する。</li> <li>津波警報等の解除後、津波による家屋の被害がなかった場合には、避難場所から帰宅することとなるが、再度の大きな津波に備え、すぐに避難できる態勢をとる（使用した装備・備蓄を速やかに補充する）。</li> <li>津波警報等の解除後、津波による家屋の被害があった場合には、速やかに指定避難所へ移動し、再度の大きな津波に備えつつ避難生活を送る。</li> <li>先発地震に伴う避難指示が発令されなかった地域においても、続いてさらに巨大な地震・津波が発生する可能性があることに注意し、直ちに避難できる態勢をとる。</li> <li>被災者の救援・救助を優先としながらも、次に発生しうる巨大地震に注意し、揺れを感じたら直ちに避難できる態勢をとる。</li> </ul>
<p>先発地震による被害が小さいケース</p>	<p><b>【揺れ：震度1～4の地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>先発地震の揺れが比較的小さく、大きな被害は発生しなかったが、これに安心することなく、次の大きな地震の発生に備える。</li> <li>先発地震の揺れにより家具等の転倒防止策が緩んでいる可能性もあるため、転倒防止策を点検する。</li> </ul> <p><b>【津波：津波注意報が発表された地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波注意報が解除された後も次の大きな津波の到達に注意し、すぐに避難できる態勢をとる。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示のなかった地域の住民についても、次の大きな津波の到達に注意し、すぐに避難できる態勢をとる。</li> <li>・自主的に避難した住民は、避難場所から帰宅した後もさらに大きな津波に備え、すぐに避難できる態勢をとる(使用した装備・備蓄を速やかに補充する)。</li> </ul>
先発地震による被害がないケース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先発地震による揺れは観測されなかったものの、次に巨大地震が発生すれば大きな揺れが発生する可能性があることに注意する。</li> <li>・先発地震に伴う津波の心配はない(若干の海面変動が予想されるが、被害の心配はない)ものの、次に巨大地震が発生すれば大きな津波が到達する可能性があることに注意する。</li> <li>・近隣の住民間でも呼びかけを行い、先発地震の発生や「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されたことに気付いていない人にも注意を促す。</li> </ul>

参考) 北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン(R7.3 内閣府)

#### 4) 住民や企業等の防災対応の例

注意情報が発表された場合、国や県及び市町村などから住民へ後発地震の発生に備えるよう呼びかけを行われるため、次の図などを参考に、住民や企業等に防災対応をとってもらうことが重要です。

##### 【住民の防災対応例】

**【地震時に迅速な避難が必要な場合】**  
揺れを感じたら  
直ぐに避難できる態勢の準備

##### すぐに避難できる態勢での就寝

- ✓ すぐに避難できる服装(外着・防寒着の着用)
- ✓ 子どもや高齢者等、要配慮者と同室で就寝
- ✓ 室内で最も安全かつ避難しやすい部屋の使用



##### 非常持出品の常時携帯

- ✓ 準備しておいた非常持出品を日中は常時携帯、就寝時は枕元に置く
- ✓ 身分証明書や貴重品を常時携帯
- ✓ 防寒具等、積雪寒冷に備えた装備を手元に置く



**【地震によるリスクの高い場所がある場合】**  
想定されるリスクからの  
身の安全の確保

##### 揺れによる倒壊への備え

- ✓ 先発地震で損壊した建物や崩れやすいブロック塀等にはできるだけ近づかない



##### 土砂災害等への注意

- ✓ 先発地震により、土砂崩れの危険性が高まっている場所にはできるだけ近づかない
- ✓ 崖崩れの恐れがある家では、崖に近い部屋での就寝を控える
- ✓ 地震発生後の津波からの避難が困難な地域にはできるだけ行かない



**後発地震に注意し、誰もが実施すべき備え**

##### 緊急情報の取得体制の確保

- ✓ 携帯電話等の緊急情報を取得できる端末の音量を平時よりも上げておく
- ✓ ラジオや防災行政無線の受信機等を日頃生活する空間に配置



##### 日頃からの備えの再確認

- ✓ 水や食料等の備蓄の再確認
- ✓ 避難場所・避難経路等の再確認
- ✓ 家族との連絡手段の再確認
- ✓ 家具の固定の再確認
- ✓ 自治会単位での訓練等での再確認 等



参考) 北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン(R7.3 内閣府)

## 【企業の防災対応例】

<p>【地震時に迅速な避難が必要な地域の施設等】 揺れを感じたり、津波警報等が発表されたりした場合、 直ちに津波から避難できる態勢の準備</p>	<p>【地震によるリスクの高い地域に入る可能性がある企業等】 想定されるリスクからの 身の安全を確保するための備え</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 想定される施設利用者やイベント等に応じた施設利用者等の避難誘導手順を従業員間で確認する</li><li>✓ デジタルサイネージ等を利用し、後発地震への注意を促す情報や避難方法を周知する</li><li>✓ 施設内の避難経路や非常出入口の確保を徹底する</li><li>✓ 高い階へ移動するなど、できるだけ安全な場所で滞在する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 施設内に耐震性の低い建物がある場合には、地震により倒壊するリスクがあることを周知し、注意を促す</li><li>✓ 津波浸水や土砂崩れのおそれがある場所での作業を控える</li><li>✓ 津波浸水や土砂崩れが予想される道路を避け、輸送に必要な代替ルートを検討する</li></ul>
<p>【巨大な津波又は強い揺れが想定される地域の全ての企業等】 地震発生時に確実に身を守る行動をとるための備え (平時からの備えの再確認)</p>	
<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 従業員の安否確認手段を確認する</li><li>✓ 安全な避難場所や避難経路等を確認する</li><li>✓ 従業員や施設利用者の基本的な避難誘導ルールを確認する</li><li>✓ 避難確保計画に基づく訓練等により避難手順を再確認する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 重要設備の地震時作動装置の点検を実施する</li><li>✓ 機械、設備等の転倒防止対策を実施・確認する</li><li>✓ 文書を含む重要な情報をバックアップし、発災時に同時に被災しない場所に保存する</li></ul>

参考) 北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン (R7.3 内閣府)

### 5) 地域住民等への周知に当たっての留意事項

地域住民等への周知に当たっては、次の点等に留意する必要があります。

- ・ この情報は、防災対応の呼びかけ期間中に、大規模地震が必ず発生するということをお知らせするものではないこと。
- ・ 後発地震の発生可能性は、先発地震が起こってから時間が経つほど低くなること。
- ・ 後発地震の発生可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなること。
- ・ 後発地震の発生可能性は、後発地震の規模が大きいほど低くなり、最大クラスの後発地震が発生する可能性はさらに低くなること。
- ・ 先発地震を伴わず、大規模地震が突発的に発生する可能性があること。
- ・ 最大クラスの地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる可能性のある直下型の地震や、最大クラスの地震より発生確率が高い一回り小さい Mw8 クラスの地震等にも備える必要があること。
- ・ 情報発表の対象とする地震の発生エリア（北海道の根室沖から東北地方の三陸沖）の外側でも、先発地震が発生した周辺では、大規模地震が発生する可能性があること。
- ・ すでに発生した先発地震への対応と後発地震に備えた対応を混同しないように配慮すること。

加えて、防災対応を呼びかける 1 週間という期間は、社会の受忍限度等を踏まえて決められていますが、1 週間が経過した後も、後発地震の発生の可能性がなくなるわけではないことから、「今後は地震が発生しない」「防災対応をやめてよい」などの誤解が生じないよう呼びかけを工夫するとともに、平時からの備えの重要性を改めて認識してもらう必要があります。

また、地震による揺れを感じにくい場合には、津波警報等による避難行動の喚起が重要であり、大津波警報・津波警報を見聞きしたら速やかに避難することも併せ

---

て徹底するとともに、標高の低い場所や沿岸部にいる場合、海水浴等により海岸保全施設等よりも海側にいる人など、自らの置かれた状況によっては、津波注意報でも避難する必要があることを周知する必要があります。

さらに、地震発生直後は、積極的に津波情報を聞くようにすることについて日頃から周知しておく必要があります。

#### 6) 日頃からの備えの周知と行動変容の促進、事前のリスク対応

北海道・三陸沖後発地震注意情報は、発表後の特別な備えにとどまらず、日頃からの地震への備えの再確認も呼びかけるものです。これらの備えを災害発生時に具体的な行動へと結び付けるためには、防災教育や地域防災活動の場などを通じて、注意情報の概要を平時から正しく周知していく必要があります。

令和7年12月の青森県東方沖地震では、運用開始後初めて注意情報が発表され、社会的な認知度が高まりました。防災教育では、この期間における行政や社会の動きなどを紹介するとともに、単に情報の趣旨を伝えるにとどまらず、住民や企業の行動変容につなげることを意識した啓発活動を行うことが重要です。

また、注意情報発表時には、先発地震で損壊した建物やブロック塀等にできるだけ近づかないこと、津波からの避難が困難な地域には行かないことなどを呼びかけますが、県や市町村でこうしたリスクを抱える地域を把握している場合には、インフラの予防保全やピクトグラムの設置を行うなど、必要に応じて事前にリスク対策を行うことも有効です。